令和８年度能登空港の脱炭素化に向けたサウンディング型市場調査
実施要領

１　趣旨

現在、石川県では「のと里山空港脱炭素化推進計画」における、能登空港の 2050 年カーボンニュートラル化を実現するため、太陽光発電設備の最適な導入規模や具体的な設置方法、積雪地としての導入手法等についての基本設計業務を委託しています。

「のと里山空港脱炭素化推進計画」の実現に資する施策として、PPA モデルを活用した大規模な太陽光発電設備及び蓄電池の設置を検討しています。そこで、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、PPA 事業計画を効果的で実効性のあるものにするため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

２　対象施設

能登空港　　輪島市三井町洲衛 10-11-1

３　スケジュール

項目	日程
(1) 実施要領の公表	令和 8 年 11 月 27 日（金）
(2) サウンディング参加申込期間	令和 8 年 11 月 27 日（金）～12 月 11 日（金）
(3) 事前説明会（ウェビナー形式）	令和 8 年 12 月 14 日（月）～12 月 15 日（火）
(4) 現地見学会	令和 8 年 12 月 16 日（水）～12 月 17 日（木）
(5) アンケート回答期間	令和 8 年 12 月 17 日（木）～令和 9 年 1 月 12 日（火）
(6) 個別対話期間	令和 9 年 1 月 21 日（木）～1 月 25 日（月）

４　問合せ先

石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課　脱炭素地域づくりグループ
（担当：杉本、森下）
住　　所：920－8580　石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
ＴＥＬ：(076) 225－1529
ＦＡＸ：(076) 225－1479
Ｅ-mail：cn1@pref.ishikawa.lg.jp

５　参加資格

太陽光発電の PPA 事業の実績がある者で、次に掲げる条件の全てに該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること

（２） 法人格を有する者であること。

（３） 石川県から競争入札の指名停止または見積り合わせへの参加排除を受けて、サウンディング参加期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。

（４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

（５） 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア．役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ．役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ．役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ．役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 国税及び県税の滞納がないこと。

6 サウンディング項目・内容

（1） 事業スキーム・導入手法

・想定太陽光発電設備の容量（kw）及び想定蓄電池の容量（kWh）

・建物利用の課題、土地利用の課題等

・事業終了後の対応（無償譲渡の可能性や撤去とした場合の概算額等）

（2） 電力販売価格

・概算 PPA 単価について　※個別対話時、提示必須

（3） 役割分担・リスク分担・課題や条件

・予測されるリスクと責任分担等契約にあたっての留意事項

（4） 保守管理・施工方法

・太陽光発電設備設置の施工方法（施工に際しての支障物等）

・故障や事故時の管理、草刈などの環境整備、除雪管理等

（5） 事業スケジュール

・事業実施のスケジュール

（6） 敷地・インフラ・施設特性に関する必要情報

・事業実施に必要な施設情報

（7） 参加資格

・入札参加資格の要望等

（8） その他（要望・アイデア・ノウハウ 等）

・概算撤去費用(既存の太陽光発電設備がある場合はその概算撤去費用も含む)

・施設使用料（行政財産使用料）に関する要望の有無

・その他、考えられるアイデア、リスク、ノウハウ等

・県への要望

7　サウンディング手続き

（1） サウンディングの参加申し込み

サウンディングへ参加を希望する場合は、参加申し込み回答フォームに必要事項を記入し、資料に関する誓約書（様式１）と PPA 事業実績（パンフレット等）をアップロードして参加申し込みをして下さい。

① 申込受付期間

令和 8 年 11 月 27 日（金）～12 月 11 日（金）

（2） サウンディングに必要な情報の提供

参加申込み、誓約書の確認が取れた企業・団体へ資料をメールで送付します。配布資料：電力デマンドデータ、パネル配置構想図面、単線結線図、契約終了後の取扱い方針等

（３） 事前説明会、現地見学会の開催（希望者のみ）

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を申し込んだ事業者向けの事前説明会及び現地見学会を実施します。

① 事前説明会（ウェビナー形式）

開催日時：令和 8 年 12 月 14 日（月）～12 月 15 日（火）

・詳細は別途ご案内します。

・通信機器・環境は、各自確保してください。

② 現地見学会

開催日時：令和 8 年 12 月 16 日（水）～12 月 17 日（木）

開催場所：能登空港

・詳細は別途ご案内します。

・現地集合、現地解散になります。移動手段は、各自確保してください。

（４） アンケートへの回答

サウンディングの参考とするため、6. サウンディング項目・内容に対応したアンケートを用意します。現地見学会参加後、期日までに提出してください。

① アンケート回答期間

令和 8 年 12 月 17 日（木）～令和 9 年 1 月 12 日（火）

② アンケート回答方法

現地見学会後、参加者あてにアンケート回答フォームが記載されたメールを送付します。フォームにて回答ください。

（５） 個別対話の実施（希望者のみ）

アンケート回答を基に、以下の期間内において、日程調整のうえ個別に実施いたします。

① 個別対話期間

令和 9 年 1 月 21 日（木）～1 月 25 日（月）

② 実施方法

対面、web、対面と web の併用のいずれか

③ 実施会場

石川県庁

（６） サウンディング調査結果の取り扱い、公表

サウンディングの実施結果については、概要の公表を予定しております。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウ等営業秘密の保護に配慮し、公表にあたり、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

８ 事業概要及び検討条件

（１） 事業概要

① 本事業の目的

オンサイトPPA事業を活用し、施設の電力料金の低減や再生可能エネルギーの導入拡大による電力自給率の向上を目指す。

② 補助金の活用及び事業期間

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業)」を活用します（石川県の事業計画は、令和７年度に採択済み)。

当該交付金を活用する観点から、実施設計及び工事期間は以下を予定しています。また、PPA 事業期間は以下を予定しています。

・実施設計期間：令和9年度4月から令和10年度2月まで

・工事期間：令和10年度4月から令和11年度2月まで

・PPA事業期間：令和12年度から令和31年度（20年間）

なお、補助率は、太陽光発電設備の設置に係る工事費のうち、当該交付金が定める補助対象経費の2/3以内（予算の範囲内）を予定しています。

（２） 検討条件

① PPA事業期間終了後、設置設備は撤去するものとします。なお、本サウンディングの検討条件として、その場合の撤去費用は事業者にて負担するものとします。

② 太陽光発電設備の容量は、７．（２）「サウンディングに必要な情報の提供」にて提供する目標値を参考として提案してください。なお、発電した電力は、当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上を当該需要家が消費することとします。

③ PPA 単価は、原則、契約期間中において一定額とします。また、基本料金単価の設定や月別又は時間帯別に異なる単価設定は行わないものとします。

9 留意事項

（1） 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加は、今後の事業者公募時における参加資格を約束するものではなく、また評価の対象でもありません。

（2） 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（3） 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会も含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

（4） 質問書及び回答

本実施要領、事前説明会あるいは現地見学会で疑義がある場合は、質問書（様式２）に記入し、電子メールで送信すること。（送付先　４．問合せ先）また、受付期限は令和９年１月 12 日（火）までとします。質問書に対する回答は、随時電子メールで送信する。なお、回答は、必要に応じて参加者全員に知らせる場合があります。

（5） その他

サウンディングの内容は、今後の事業化を約束するものではありません。事業化に向けた検討以外の目的でアンケート内容などの提出書類を使用しません。

ただし、提出書類は石川県情報公開に関する条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益が損なわれる情報等）を除いて、情報公開の対象となることがあります。

このサウンディングを含む「令和 8 年度のと里山空港の脱炭素化に向けた基本設計業務委託」は、株式会社建設技術研究所が受託しており、アンケートの集計等を行います。